

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

津島市

2 地域再生計画の名称

交流湊つしま彩生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

H16 から H25 を目処とする約 10 年間

4 地域再生の意義及び目標

津島市の概況

《地勢》

本市は愛知県の西部、名古屋市の西方約 16km に位置し、周囲の海部郡 12 町村とともに海部津島広域行政圏を形成している。

名古屋市とは名鉄津島線、主要地方道名古屋津島線などで結ばれている。

なお、本計画では対象区域を中心市街地（P38）地区の駅東区域を除外した範囲として設定している。（以後、本計画書内で「中心市街地」とは本計画対象区域内を指す。）

《歴史・自然》

全国に 3,000 ほどの分霊社を持つ総本社である津島神社（「本殿」及び「楼門」は国指定重要文化財）の門前町として、また、木曾川の支流である天王川の水利用を生かした湊町として発展し、近代においては、毛織物産業の基盤整備によって、尾張北部の一宮市・尾西市ともに、わが国の毛織物産業の中心産地として大いににぎわった。

市内には西暦 540 年（社殿より）に鎮座したといわれる須佐之男命（江戸時代までは須佐之男命の化身といわれる「牛頭天王」）を祭る津島神社を始め、商都として栄えた時代を偲ばせる町屋建築を中心とした町並みや旧跡が数多く残っている（P41）。

季節に彩られた文化と伝統の祭りも多く見られ、平安時代より「藤浪の里」と呼ばれた藤の名所である本市を象徴するまつりである春の「尾張津島藤まつり」、織田信長や豊臣秀吉、尾張徳川家も庇護したという夏の「尾張津島天王まつり（「車楽舟行事」は国指定重要無形民俗文化財）」、秋の「尾張津島秋まつり」といった、季節のまつりには多くの観光客で賑わっている。

(P41)

(参考) 津島市における観光客数

区分	観光資源名称	観光客数(人)
行・祭事	尾張津島藤まつり	583,500
行・祭事	尾張津島天王まつり	250,000
行・祭事	尾張津島秋まつり	20,000
神社・仏閣	津島神社	855,070

出典：平成 11 年愛知県観光レクリエーション利用者統計資料

《人口》

本市の人口は増加傾向を示しており、一世帯当り人員数は減少傾向にある(表 1 参照)。年齢別には、65 歳以上の占める割合が年々高く、15 歳未満の占める割合が年々低くなっており、少子・高齢化が進んでいる(表 4 参照)。

表 1 本市の人口と世帯数及び世帯構成人数の変化

	H3.01	H7.01	H11.01	H15.10
人口	60,054	64,328	65,289	66,695
世帯数	17,792	20,244	21,713	23,059
平均世帯人数	3.38	3.18	3.01	2.89

表 2 中心市街地(全域)の人口と世帯数及び世帯構成人数の変化

	H3.01	H7.01	H11.01	H15.10	H15.10 (本計画区域内)
人口	10,585	10,369	9,657	9,951	7,634
世帯数	3,505	3,691	3,621	3,925	3,070
平均世帯人数	3.02	2.81	2.67	2.54	2.49

表 3 中心市街地(全域)人口の全市人口に占める割合の変化

	H3.01	H7.01	H11.01	H15.10	本計画区域内
総人口	60,054	64,328	65,289	66,695	66,695
中心市街地人口	10,585	10,369	9,657	9,951	7,634
占有率	17.63%	16.12%	14.79%	14.92%	11.45%

表4 全市と中心市街地（全域）の高齢化率（H15.10）

	総人口	高齢者人口	高齢化率
市全域	66,695	11,440	17.15%
中心市街地	9,951	2,174	21.85%
本計画区域内	7,634	1,829	23.96%

出典：表1・2・3・4共に「津島市中心市街地活性化基本計画（H13.3策定）」より抜粋し、本市住民基本台帳のデータを付加したもの。

《中心市街地の概況》

中心市街地は、区域内西部が津島神社やその門前町として栄えた町屋建築や茶室、寺社、藤棚など歴史的資源等が豊富な区域であり、東部が津島市の玄関口である名鉄津島駅を起点にして津島神社に延びる天王通り沿いに商店街が形成されている。殊に中心市街地内を南北に貫く町屋建築の町並みが連なる本町筋（P41・42）は、「お茶室ロード」と称されるように、茶室と庭が一体となった非常に特徴的な構造となっている。本市では、町屋空間を舞台にして茶の湯は盛んになり、今なお普段の生活に溶け込んでいる。この地区に根付いた特徴的な文化である。

また、南端に端の交流拠点として位置づけられた天王川公園があるが、この南側に整備された藤棚は平安時代に「藤浪の里」と呼ばれた本市の歴史と自然を象徴する場所であり、ゴールデンウィーク中に実施する「尾張津島藤まつり」において多くの観光客を誘致する観光スポットともなっている。

このように津島駅の正面に商店街と歴史的資源等が立地している（P45）ことから、かねてよりこの中心市街地は津島市の顔としての位置づけを担ってきた。

人口は、近年急増した津島駅付近の高層マンションによって平成15年に増加に転じているものの、それを除くと依然として人口流出が続いており、全市平均よりも高齢化及び一世帯当りの人口数の減少が顕著になっている（表2・3・4参照）。

中心市街地においては、少子・高齢化や一世帯当りの家族人員の減少が全市平均よりも進んでおり、老夫婦のみの世帯が増加しているだけでなく、地区によっては人口流出が激しいためにぼっかり穴が開いたように居住者がいなくなってしまう、地区の共有財産である山車の担ぎ手が不在になるような事態さえ出てきている。

これに併せて、商店街に空き店舗が散見されるようになってきている。

同時に、歴史的遺産の老朽化が目立ち始めてきているが、生活上の不安から現代的な住宅に建替えを希望する住民が少なくないことや、跡継ぎ不足や郊外の住宅開発に伴う転居による空き家の増加など、適切な保存が難しくなっている。

また、天王川公園の藤棚では棚の下に遊歩道を設置して、多くの方々に藤の花房や香りを楽しんでいただいているが、近年、観光客の増加に伴い、藤の根を踏まれることが増加し、それが一因となって藤の勢いが衰えてきている。

最近では、精神・知的障害者福祉のNPOなどがその活動拠点として空き店舗を利用したり、歴史的・自然遺産の豊富な地区においては観光ボランティアが観光客の観光ガイドを引き受けたり、歴史的・自然遺産の価値の周知や共有化を目的にしたイベントや勉強会などを開催する市民活動団体も出てくるなど、市民主体の活動が広がりつつある。

《中心市街地の課題》

中心市街地における人口流出や高齢化の進展は、社会経済環境である「少子・高齢化」や「景気の停滞」といった要因に「区域外の住宅整備」や「幹線道路の遅れ」、「生活基盤圏域の拡散化」といった中心市街地固有の要因が絡み合うことで、中心市街地内の集客力の低下や民間投資の低下、地縁コミュニティ（注2）の崩壊などを招き、これらがさらに少子・高齢化を加速する、いわば「地域力（注3）のデフレスパイラル～地域の持つ人材や経済活動などの負の連鎖」を起こしていることによって引き起こされているものと考えられる。

中心市街地は高齢化が進んでいるために世代間のつながりの維持・強化が困難であるだけでなく、高齢者間のつながりが各々の健康維持状態に依存することを考慮すれば、それもまた時間の経過とともに困難になっていくものであると推察できるのではないかと考えられる。

また、一般的に、高齢者は、地域の課題解決に当たり、その課題が経験を要する場合には非常に大きな力となるが、自主防災組織の活動のような肉体的な力を要する場合には不向きである。

このことから、高齢化が進む中心市街地においては、今後、地域の課題解決の主体となるべき人材が減少し、地域の課題がいよいよ手に負えなくなってしまうことが予想され、「地域力のデフレスパイラル」がより加速化するのではないかと推定される。

即ち、

- ・ 中心市街地でいかにバランスの取れた世代構成を構築し、
- ・ いかに地域内での「つながり（交流・連帯意識）」を活性化させるか

いわば新しいコミュニティの創生による「地域力の再生」が課題であると考えられる。

ただし、これまで示したように地域内の世代構成のバランスの偏りが「地域内のつながり」を困難にしていることから、つながりを活性化するための内発的な展開には自ずと限界が生ずることになる。従って、内発的な活性化を促進するカンフル剤として、地域外ないし市外の「ひと」との交流による展開も併せて必要であろうと考えられる。

計画の意義

さて、中心市街地が本市の玄関口である津島駅から正面に位置する商店街を経て、西方の天王川公園付近の歴史的資源等が豊富に存在する地区までの区域により形成されていることを考慮すると、この地域の活気や賑わいは、そのまま津島市に対する評価につながるものであると考えられる。

即ち、この地域の賑わいの再生は、単に本市において特徴的な課題を持った地域の「地域力の再生」というレベルにとどまらず、津島市の活性化にそのまま直結するものである。

また、中心市街地にとどまらず、日本社会そのものが少子・高齢化に向かいつつある中で、高齢化が進む地区でのコミュニティの再生は、今後のまちづくりにとってひとつの試金石となるものではないかと考えており、その意味においても、本計画は非常に重要なものであると認識している。

これらのことから本市においては中心市街地の「地域力の再生」を最重要課題として位置づけ、取組みをするものである。

計画体系

「地域力の再生（新しいコミュニティの創生）」を次の2つの手段を核として実現していくものとする。

- 1.生活基盤の地域コミュニティ（注4）の再生
- 2.地域資源を活用した「まち」のイメージアップ

「1.生活基盤の地域コミュニティの再生」については、先に示した「地域内の世代構成のバランスの偏り」と「異世代間のつながり維持・強化の困難性」という課題を持つ旧来の地縁コミュニティと、近年増加しつつある中心市街地を拠点に活動するNPOやボランティア及び既存の又は新規開業する民間事業者若しくは通所する精神・知的障害者（下の表参照）、高齢者とを連携・相互補完（即ち「つながり」の）関係に置くことで、これまで行っていた施策をより実効性あるものとすると共に、新たな施策も講じつつ、新しいコミュニティ（地域コミュニティ）を再生しようというものである。

表）市内に通所する精神・知的障害者

（精神はH16.3.1、知的はH16.4.1現在）

知的障害者				精神障害者
重度	中度	軽度	計	
41	8	2	51	14

これに係る施策、事業は次のとおりである。（下線部は地域再生プログラムの支援措置を利用する事業）

- I. 精神・知的障害者NPOがより活動しやすいフィールドを提供する
 - ・ TMOの役割を担うNPOによるNPOやボランティア団体の運営支援やまちづくりに係るアドバイス及びコミュニティファンドの設立など（2H015 TMOの主体としてNPO法人を追加）
 - ・ NPO・ボランティア等交流会議の開催による、市民活動団体のネットワーク化
- II. 精神・知的障害者が自立できるような働く場の提供や就労に向けての支援

- ・ 介助などを要する高齢者とのマッチング
- ・ 地域内民間事業者に個々の障害者の特性を地域生活の中で自然理解してもらうことによる当該障害者らの雇用に係る懸念の除去と雇用促進
- ・ 地域内イベントを精神・知的障害者と共に行うことを通じ、当該障害者らの社会性の涵養を促進すると共に、就労体験の場として位置づける。併せて、健常者と障害者の交流を促進し、地域の中で双方の共生を図る。

III. 中心市街地での起業促進

- ・ 新規開業融資を受けた者に対する信用保証料助成・利子補給など
- ・ 新規開業融資を受けた者が空き店舗で開業する場合の賃貸料金の助成。

IV. 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ・ 介助などを要する高齢者と就労可能な知的・精神障害者とのマッチング
- ・ 地域内での起業を促進する等地元での生活者を増加させることによる高齢者の生活状況等の把握
- ・ 天王通りへの通過交通車輛を減少させ高齢者の安心・安全な生活を確保するための県道名古屋津島線及び橋詰見越線整備及び名鉄津島駅と天王通りのバリアフリー化 (212028 まちづくり交付金の創設) (P42～45)

《実施中の施策》

- ・ 中心市街地の空き店舗の斡旋・家賃助成
- ・ 尾張津島天王まつり等の実施・支援 (230001 道路使用許可・道路占用許可の手続改善)
- ・ 愛知県信用保証協会商工業振興資金信用保証料の助成・国民生活金融公庫経営安定資金の利子補給

「2.地域資源を活用した「まち」のイメージアップ」については、地域外ないし市外との「ひと」との交流により地域内での「つながり」を誘発・促進しようというものであるが、その手段を以前より市の重要施策である観光において行おうというものである。

本市で行われる、日本三大川まつりのひとつである「尾張津島天王まつり」やかつて「藤浪の里」と称された藤の名所としての本市を象徴する藤棚を舞台に実施される「尾張津島藤まつり」は非常に知名度が高く、この2つのまつり（開催期間は双方合わせておよそ7日間前後）だけで50万～80万人の集客力がある。

しかし、これらのまつりは本市の持つ観光資源のごく一部に過ぎないことから、本市ではより津島の持つ魅力を広く知っていただくことを目的として、こうした「まつり」だけでなく、本市特有の町屋建築がうねるように連続する町並み景観や茶室などを観光の目玉として位置づけ、心のこもったおもてなし（茶の湯の精神である「一期一会」）による「ひと」と「ひと」との交流に重きを置いた観光展開を目指しているところである。

この観光客と受け手となる地域住民や観光ガイドボランティアとの one to one の観光展開には、この地域の魅力におもてなしによる付加価値をつけて伝えることが必要となるため、観光客の対応に係る様々なナレッジの共有化など地域力を基盤とする展開が不可欠である。なお、先にも触れたように、社会全体の高齢化の進展が観光客の高齢化をもたらすことから、観光客に対する福祉的な対応（加齢に伴い低下する身体能力や身体機能に対して気配りの利く的確な対応）が必要になるものと考えている。

また、既存の観光資源である藤の勢いの衰えについても適切で早急な対応が要されるなど、今ある資源の価値の維持・向上も重要な施策となる。

即ち、地域内外の交流により、単に外部からの注目を集めることだけでなく、地域内の共通目的（観光振興）についての課題を共有化し、地域が一丸となって問題解決をしていくことで、より魅力あるまちづくりを展開し、さらにそれにより観光客の増加をもたらす...という観光振興をカギにした「地域力のインフレスパイラル（注5）」化を期待できると考えられる。

これに係る施策、事業は次のとおりである。（下線部は地域再生プログラムの支援措置を利用する事業）

- I 茶の精神「一期一会」による交流型観光（注6）施策の展開
- ・ 津島の特徴である「茶室」でのもてなし
 - ・ 観光客の高齢化が進むことを睨み、介助など福祉的対応ができる観光ボランティアの養成（011203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置 212015 「地域再生支援チーム」の設置
 - ・ 地域住民・団体による町並みにマッチしたイベントの開催
 - ・ 精神・知的障害者とイベントを共に行い、障害者の社会性の涵養や就労経験の場とすると共に、健常者と障害者の交流を促進する
 - ・ 手話による観光ガイドボランティアの養成
 - ・ 姉妹都市・万博事業関連国の対応ができる観光ボランティアの養成及びマニュアルの作成（212016 「一地域一観光」を推進するための「ひと」「情報」の充実）
- II 歴史的資源等の価値向上
- ・ 天王川公園内の藤棚整備（212028 まちづくり交付金の創設）
 - ・ 町並みの修景（P42・43）（212028 まちづくり交付金の創設）
 - ・ 津島の特徴である「茶室」での「おもてなし」により、線的な町並み景観に「奥行き」や「深み」を付加
- III 交通アクセスの向上及び観光客が安心して散策可能となるような基盤整備
- ・ 県道名古屋津島線及び橋詰見越線整備（P45）
 - ・ 名鉄津島駅及び天王通りのバリアフリー化（P44）
 - ・ 町並み道路整備（P42・43）
- 以上全て（212028 まちづくり交付金の創設）
- IV 町並みで行うイベントに対する支援
- ・ 道路の使用・占用許可手続の改善及び市町村推奨ルールによる申請手続きの簡素化（23001 道路使用許可・道路占用許可の手続改善）

- ・ イベント運営に要する人員と知的・精神障害者の就労ニーズとのマッチング

《実施中の施策》

- ・ 市民活動団体による町並み勉強会の開催
- ・ 行政と住民による町並みワークショップの開催
- ・ 尾張津島天王まつり等の実施・支援

なお、「彩生」とは、中心市街地が有する豊かな歴史を背景に、市内外、世代間、健常者と障害者間、国内外といった様々なバックグラウンドを持った「ひと」の交流を「豊かな色彩（個性・歴史・文化等）が溢れる生き生きとした交流」として喩えたものである。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

期待する経済的社会的効果については4において示したとおりであるが、この10年間の目標数値は、次のとおりとする。

区域内に活動する市民活動団体を10団体に増加させる。

現状は精神・知的障害福祉NPOが2団体、町並み関連及び観光市民活動団体が3団体の計5団体となっているが、まだまだ分野が限定的であり、例えば、高齢者福祉のボランティアなど地域の課題解決に要する市民活動団体が十分にあるとはいえない。

従って、地域の課題解決に要する水準として妥当であろうと考えられる概ね10団体を目標として設定する。

精神・知的障害者の就労ニーズのマッチングを「100人/年（延べ）」規模とする。

現状は歴史的建築物の清掃業務などにより行っているが36人/年（延べ）程度の水準であり、まだまだ当該障害者の自立にはまだまだ程遠い水準である。また、当該障害者の適性に見合った職業が把握できていない状況でもある。

当該障害者のマッチングは、単に当該障害者の自立に向けた支援策というだけにとどまらず、地域の世代構成のバランスを是正するものとしても大いに貢献するものであり、地域力の向上につながるものであることから、非常に重要視すべき取り組みであると考えている。

今後は、高齢者の介助のマッチングや、イベントへの参加、プラスチックゴミの分別など当該障害者の適性を把握しながら、自立に向けた就労支援展開をしていく必要があることから、当面の目標として現状の3倍程度が妥当であろうと考えている。

コミュニティビジネスの起業を5件とする。

高齢者にとっては凡そ600m圏内（徒歩圏内）で生活が完結することが望ましいといわれているが、現状の中心市街地は商工業者の事業の縮小や廃業が増加しているため、この望ましい姿にはなかなか追いつけない状況にある。

コミュニティビジネスは、こうした現状を打開するものとして近年多くの自治体で期待されているものであり、本市においてもそれは同様である。

また、地域の世代構成のバランスを是正するものとしても大いに貢献するものであり、地域力の向上につながるものである。

現状では、いまだコミュニティビジネスと呼べるものは存在しないが、精神障害福祉NPOの授産生がつくるランチが地域住民に非常に人気があるなど、起業きっかけとなるポテンシャルが表に出始めてきている。

このように現段階では起業に向けた道程を自ら作っていく段階にあることから、まずは確実に起業に結びつけることに主眼を置き、目標を5件の起業とする。

住民によるイベントを、従来の祭りに合わせて行うだけでなく、単独で定期的に行うことができるようにする。

歴史的資源が豊富な地区では、地域住民が主体となった単独イベントの開催は非常に少なく、尾張津島藤まつりなどに合わせてイベント

を行うという状況である。しかし、交流型観光を展開する上では、今以上に地域が積極性を持って取り組んでいく必要があると思われる。

最近になって、一部の市民活動団体による信長時代にちなんだ料理を創作し、「食べる」というイベントなど地域の任意かつ自発的な活動の萌芽が見られるようになってきているとともに、従来から実施されているまつりと並行開催するイベントも年々充実したものに变化しつつある。

また、「藤のアイスクリーム」を民間事業者が開発するなど、地域資源をビジネス化する具体的な動きも見えつつある。

このような地域の自発的な行動の広がりを支援して地域の積極性をより高め、地域力の向上に結びつけることが狙いである。

現状 150～180 万人である観光客を 50% 増加させる。

の活動に対応する成果指標としておいたものである。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 011203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 211015 TMO の主体として NPO 法人を追加
- 212015 「地域再生支援チーム」の設置
- 212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
- 212028 まちづくり交付金の創設

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業 《行政が実施するもの》

中心市街地空き店舗の斡旋・家賃助成

中心市街地の空き店舗を商工会議所の HP で公開するなど広く周知し、起業希望者に斡旋するとともに、空き店舗の家賃を市が助成することにより、中心市街地内の活性化を図るもの。

愛知県信用保証協会「商工業振興資金」信用保証料助成

愛知県信用保証協会の制度融資のうち市が窓口となる「商工業振興資金」の信用保証料の一部を助成し、市内民間事業者の経営安定に資することを図るもの。

国民生活金融公庫「経営安定資金」利子補給

国民生活金融公庫の制度融資のうち商工会議所が窓口となる「経営安定資金」の利子の一部を助成し、市内民間事業者の経営安定に資することを図るもの。

《行政・民間が実施するもの》

NPO・ボランティア交流会議の開催

市内で活動するNPOやボランティアの活動領域に一層の幅を持たせることにより地域力を向上させることを期し、当該NPO等の分野を越えたネットワークづくりを図るために開催するもの。

介助などを要する高齢者と就労可能な知的・精神障害者とのマッチング

障害者の社会性の涵養、世代間交流、高齢者が安心して生活できる環境整備の一つとして実施するもの。

地域内での生活者を増加させることによる高齢者の生活状況等の把握

高齢化に伴う運動機能の低下は高齢者の外出能力を低下させてしまうが、高齢化が激しい地域においては隣近所の様子を窺うことが難しくなり、当該高齢者の健康状態の把握等が手遅れになる等の懸念が生ずる。

それを回避するために地域内で活動する民間事業者やNPO等を増加させることによって、その懸念を回避しようというものである。

精神・知的障害者と健常者の協働による地域内イベントの実施

障害者の社会性の涵養、世代間交流、高齢者が安心して生活できる環境整備の一つとして実施するもの。

福祉的対応が可能となるような観光ガイドボランティアの育成

社会全体の高齢化が観光客の高齢化をもたらすことを鑑み、一般的に加齢に伴い低下する身体能力等に配慮できる観光ガイドボランティアの育成をするもの。

《民間が実施するもの》

観光ガイドボランティア創設・運営

おもてなしの心による交流型観光を展開するため「観光ガイドボランティア」を設置するもの。

また、地域の高齢者を登用することにより高齢者のいきがづくりに資するもの。

地域に根ざしたまちづくり組織の立ち上げ

市民団体の歴史的遺産等の周知活動

町並みの価値を広く周知したり、織田信長の食事を再現させて観光客に提供するなど、地域内の歴史的資源を利用したまちづくり組織が地域住民に設置されてきている。

茶室でのもてなし

本市の歴史的遺産の特徴である「茶室」において、同じく本市の観光施策の精神である「一期一会（茶の湯の精神）」のおもてなしの心による観光を具現化かつ象徴するものとして実施するもの。

商工会議所による新規開業者対象経営講習会の開催・経営アドバイス

新規開業を促進・支援するため、新規開業希望者に開業前の経営に関する講習会を実施し、開業後においても適宜経営アドバイスを実施するもの。

8 その他の地域再生計画の実施に関する地方公共団体が必要と認める事項

別紙

1 支援措置の番号及び名称

011203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

津島市観光協会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本計画は高齢化が著しく、かつ歴史的資源が豊富な中心市街地において「地域力の再生」をテーマとし、その達成方法として2つの核となる「生活基盤の地域コミュニティの再生」と「地域資源を活用した「まち」の魅力度アップ」を位置づけている。

これらの実現に向けて本計画では福祉施策と観光施策及びそれらの推進のために必要となる基盤整備を中心にして施策を構成しているところであるが、本市の観光施策は「交流型観光（茶の湯の精神である「一期一会」を基本とするおもてなしによる観光）」により展開するものとしている。

高齢化が日本社会全体で進展する現状においては、観光客の高齢化は当然の帰結であることを踏まえれば、交流型観光を展開するには「高齢者福祉」や「障害者福祉」的な対応を視野に入れる必要がある。

そのためには交流型観光を担う観光ガイドが持つべき基本的な「福祉的対応」の水準を明確にする必要があるとともに、全ての観光ガイドがその水準に精通する必要がある。また、福祉的対応に精通した観光ガイドであることが一目して分かるような工夫も必要である。（このための具体的手法としては、福祉的対応に精通した観光ガイドを「資格化」することが考えられる。）

併せて、本計画の2つの核の実現に適切な基盤整備の方向性についての議論、及び総合的な「まちづくり」の視点による各施策の方向性やあり方についての議論の必要性もあるのではないかと考えている。

よって、本市関係団体と厚生労働省の地方支分部局及び国土交通省の地方支分部局とが同じテーブルでこの件を議論し、高齢化社会において交流型観光を展開するための観光ガイドのあり方やそれに資する基盤整備等につい

て議論していきたいと考えている。

具体的には、厚生労働省にあっては、福祉的対応の水準及び資格付与の基準（履修のみとするか実技を要するかなど）、並びに福祉的対応に精通したガイドであることがどのような方にも即座に分かる工夫（例えば、視覚障害者にも分かるような工夫）について、また、国土交通省にあっては交流型観光に相応しい観光ガイドの資格化についての是非、及びそのために最低限要する能力、並びに高齢化が進み、障害者福祉 NPO の活動基盤となりつつある地域の特性に配慮した交流型観光に資するような基盤整備の方向性、総合的なまちづくりの視点から見た本計画中の各施策・各事業の方向性について検討いただき、見解をいただければ良いのではないかと考えている。

支援措置を受ける主体の特定状況

名称	津島市観光協会 会長 古川弘一
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：昭和 37 年 8 月 業種：観光協会 業務概要：市の観光振興を担う

意見の概要

対象者	津島市観光協会 事務局長 丹下宏和 住所 津島市立込町 4-144
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 30 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 30 日に計画案を提出し、同日口頭にて意見提出があった。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的には支援措置に係る事業の必要性を認め、計画通り実施する。・ 津島駅前・天王通りのバリアフリー化や、名古屋津島線及び駐車場の整備が必要。・ 古い町並みの中でイベントがもっと実施されることが必要である。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none">・ ハード整備は地域再生計画中に位置づけられている。・ 町並みの中でのイベントは、新規に実施する団体が出てくるなど年々増加してきている。本計画では、それに対する支援策として道路占用許可等の手続き緩和等を位置づけている。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

津島市

尾張津島藤まつり実行委員会

ここだがや津島産業フェスタ実行委員会（津島商工会議所）

トノ割会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

2に掲げた者が主催するイベントは、それぞれが「尾張津島天王まつり」及び「尾張津島秋まつり」、「駅前フェスタ」が「尾張津島藤まつり」、が「津島産業フェスタ」などであるが、いずれも中心市街地内で毎年実施されており、車道を来場者の散策や山車の引き回しなどに利用することから、道路使用及び道路占用許可の申請は必須のものとなっている。

この許可は双方共に類似しているが、所管庁が異なるため個々に申請を出すことが必要であり、その結果、類似する事務やそれに伴う調整を行うことを要するため、かねてよりこの事務の一本化に期待していたところである。

本市を始め全ての実施主体は、現在の社会経済状況を踏まえ、効率的で効果的なイベントの実施を目的に、様々なイベント実施に伴う事務・業務の改善に取り組んでおり、その取組のひとつとして今後発出される本支援措置に係る通達の内容について取り組むことを検討している。

また、今回の藤まつりにおいては市民活動団体（ ）が自発的に地域内で新たなイベントを実施するなど、民間が主体的にまちづくりに向けた活動をする芽が出始めている。こうした活動は地域力の再生へとつながる貴重な機会であり、市としてもこうした機会を積極的に活用し、当該市民活動団体を積極的に支援していく必要があると考えており、こちらについても既存のイベントと同様に本支援措置に係る通達の内容について取り組むことを検討している。

支援措置を受ける主体の特定状況

名称	尾張津島藤まつり実行委員会 会長 古川弘一
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：昭和 62 年 5 月 業種：尾張津島藤まつりの実施主体 業務概要：尾張津島藤まつりを実施する

名称	津島商工会議所 会頭 山本鐵彦
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：昭和 37 年 8 月 15 日 業種：商工会議所 業務概要：津島市内の商工業者の育成、支援

名称	トノ割会 会長 佐竹敦
住所	津島市橋詰町
概要	設立：平成 15 年 11 月 業種：任意市民活動団体 業務概要：町並み保存・活用のためのイベント実施など

意見の概要

名称	尾張津島藤まつり実行委員会 事務局 伊藤武典
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 8 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 8 日に計画案を提出し、同日に口頭により意見提出があった。
意見の概要	事業の実施に当たり本支援措置は非常に有効であり、発出される通達について取り組みたい。
意見に対する対応	本支援措置の必要性を認識し、地域再生計画の認定申請において本支援措置を受けられるよう申請する。

名称	津島商工会議所 所長 浅野晃正
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 8 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 8 日に計画案を提出し、同日に口頭により意見提出があった。
意見の概要	事業の実施に当たり本支援措置は非常に有効であり、発出される通達について取り組みたい。
意見に対する対応	本支援措置の必要性を認識し、地域再生計画の認定申請において本支援措置を受けられるよう申請する。

対象者	トノ割会 会長 佐竹敦 住所 津島市本町 1-41
意見を聴いた日時	平成 16 年 5 月 6 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 30 日に計画案を提出し、同年 5 月 6 日電話に意見提出があった。
意見の概要	事業の実施に当たり本支援措置は非常に有効であり、発出される通達について取り組みたい。
意見に対する対応	本支援措置の必要性を認識し、地域再生計画の認定申請において本支援措置を受けられるよう申請する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

211015 TMO の主体として NPO 法人を追加

2 当該支援措置を受けようとする者

NPO まちづくり津島（仮称）

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本年7月に立ち上げが予定されている NPO まちづくり津島は、TMO の役割を担うものとして、本市の中心市街地活性化協議会から派生した組織である。その設置目的等については、下記に抜粋した定款（案）において述べられているとおり中心市街地においてまちづくり活動を展開するための組織であるが、政令改正が行われた際に、本措置を活用することでその活動の幅がより広がるとともに、実効性もより高まることが期待できると思われる。

この組織は、主体的にまちづくり活動を推進するだけでなく、分散している様々な市民団体などをネットワーク化したり、支援をしていくことも視野に入れており、「地域力の向上」のための基盤づくりに大きな役割を果たすものであると考えられる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、市民、行政、企業の協働のもと、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する調査研究政策提言、相談や助言、研修、知識の普及や情報発信、人材交流、ネットワーク促進事業を行うとともに、市民及び特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表各号に掲げる活動を行う団体等に関して支援を行い、市民公益と地域振興に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、法第2条別表第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）第3号（まちづくりの推進を図る活動）第4号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）第5号（環境の保全を図る活動）第14号（経済活動の活性化を図る活動）及び第17号（第1号から第16号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う。

（特定非営利活動法人まちづくり津島定款（案）より抜粋）

支援措置を受ける主体の特定状況

名称	特定非営利活動法人まちづくり津島（仮称） 理事 伊藤哲朗
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：平成 16 年 7 月予定 業種：まちづくりを中心とした NPO 団体 業務概要：まちづくりに係る調査・研究、提言のほか他の市民活動団体の支援など

意見の概要

対象者	特定非営利活動法人まちづくり津島（仮称） 理事 伊藤哲朗 住所 津島市立込町 4-144
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 8 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 8 日に計画案を提出し、同日口頭にて意見提出があった。
意見の概要	計画案は本 NPO の構想と発想を同じくしており、本年 7 月に NPO を設置し、支援措置の施行に合わせて計画案に沿って実施する。
意見に対する対応	不要

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212015 「地域再生支援チーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

津島市観光協会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本計画は高齢化が著しく、かつ歴史的資源が豊富な中心市街地において「地域力の再生」をテーマとし、その達成方法として2つの核となる「生活基盤の地域コミュニティの再生」と「地域資源を活用した「まち」の魅力度アップ」を位置づけている。

これらの実現に向けて本計画では福祉施策と観光施策及びそれらの推進のために必要となる基盤整備を中心にして施策を構成しているところであるが、本市の観光施策は「交流型観光（茶の湯の精神である「一期一会」を基本とするおもてなしによる観光）」により展開するものとしている。

社会全体で進む高齢化を念頭に置くと、交流型観光を展開するには「高齢者福祉」や「障害者福祉」的な対応を視野に入れる必要がある。

そのためには交流型観光を担う観光ガイドが持つべき基本的な「福祉的対応」の水準を明確にする必要があるとともに、全ての観光ガイドがその水準に精通する必要がある。また、福祉的対応に精通した観光ガイドであることが一目して分かるような工夫も必要である。（このための具体的手法としては、福祉的対応に精通した観光ガイドを「資格化」することが考えられる。）

併せて、本計画の2つの核の実現に適切な基盤整備の方向性についての議論、及び総合的な「まちづくり」の視点による各施策の方向性やあり方についての議論の必要性もあるのではないかと考えている。

こうした施策の展開については、所管省である厚生労働省の地方支分部局及び国土交通省の地方支分部局と本市関係団体とが実施に係る課題や先進地の事例等の情報交換を密接に行うことや、議論が可能となる窓口が必要であると考えられる。よって、この措置の活用を希望するものである。

支援措置を受ける主体の特定状況

名称	津島市観光協会 会長 古川弘一
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：昭和 37 年 8 月 業種：観光協会 業務概要：市の観光振興を担う

意見の概要

対象者	津島市観光協会 事務局長 丹下宏和 住所 津島市立込町 4-144
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 30 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 30 日に計画案を提出し、同日口頭にて意見提出があった。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には支援措置に係る事業の必要性を認め、計画通り実施する。 ・ 津島駅前・天王通りのバリアフリー化や、名古屋津島線及び駐車場の整備が必要。 ・ 古い町並みの中でイベントがもっと実施されることが必要である。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード整備は地域再生計画中に位置づけられている。 ・ 町並みの中でのイベントは、新規に実施する団体が出てくるなど年々増加してきている。本計画では、それに対する支援策として道路占用許可等の手続き緩和等を位置づけている。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212016 「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実

2 当該支援措置を受けようとする者

津島市観光協会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本計画は高齢化が著しく、かつ歴史的資源が豊富な中心市街地において「地域力の再生」をテーマとし、その達成方法として2つの核となる「生活基盤の地域コミュニティの創生」と「地域資源を活用した「まち」の魅力度アップ」を位置づけている。

このため福祉施策と観光施策が主たる実施事業となっているが、本市の観光施策は「交流型観光（茶の湯の精神「一期一会」を基本とするおもてなしによる観光）」により展開するものとしている。

その一手段として、本市観光協会では交流型観光を展開するため公募の観光ガイドボランティアにより、「おもてなし」の心による観光案内等を行っている。

しかし、姉妹都市であるアメリカ合衆国のハーキュリーズ市の方々に対する観光案内に当たっては、地域に外国人対応に長けた人材が少ないため、「おもてなし」の心をもった観光案内が非常に難しいものとなっている。

折りしも、本市では、愛知万博の一地域一國フレンドシップ事業でカメルーン及びパキスタンを受け入れることとなっており、外国人対応の必要性を一層強く感じているところである。

さて、本市では、こうした交流型観光の展開としての観光案内を実施するには、外国人対応能力に長けた第三者を介して観光案内を行うのではなく、観光ガイドボランティア本人が直接当該外国人に対して行うのが望ましいと感じている。

したがって、そうした対応ができるような人材育成や対応マニュアルの必要性を感じており、平成16年度において、本支援措置を活用して、人材育

成等を図っていくこととしている。

支援措置を受ける主体の特定状況

名称	津島市観光協会 会長 古川弘一
住所	津島市立込町 4-144
概要	設立：昭和 37 年 8 月 業種：観光協会 業務概要：市の観光振興を担う

意見の概要

対象者	津島市観光協会 事務局長 丹下宏和 住所 津島市立込町 4-144
意見を聴いた日時	平成 16 年 4 月 30 日
意見を聞いた方法	平成 16 年 4 月 30 日に計画案を提出し、同日口頭にて意見提出があった。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的には支援措置に係る事業の必要性を認め、計画通り実施する。・ 津島駅前・天王通りのバリアフリー化や、名古屋津島線及び駐車場の整備が必要。・ 古い町並みの中でイベントがもっと実施されることが必要である。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none">・ ハード整備は地域再生計画中に位置づけられている。・ 町並みの中でのイベントは、新規に実施する団体が出てくるなど年々増加してきている。本計画では、それに対する支援策として道路占用許可等の手続き緩和等を位置づけている。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212028 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

津島市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県道名古屋津島線の沿道街路整備

H17～H24の8年間

現在、県道名古屋津島線は、中心市街地を東西に貫く主要地方道として整備計画が立てられているものであるが、天王川公園の北から本町にかけての区間が未整備であり、現在は、町並みの路地により辛うじて接続されている。

このため中心市街地へのアクセス（特に国道155号線から中心市街地へのアクセス）が困難なものになっており、併せて、周辺住民にとっても安心して自宅周辺を歩行することが困難な状況となっている。

観光振興のためには集客のための交通アクセスは不可欠であるとともに、周辺住民にとっても沿道街路整備による周辺環境にマッチした歩道の整備は安心して安全に生活するための重要な基盤整備でもある。

さらに、本線整備により天王通りへ流入する車両の減少も見込むことができるので、NPO等の活動の本拠となっているとともに駅から歴史的観光資源へとつなぐメインストリートである天王通りの生活者及び観光客重視の整備がより進めやすくなる。

即ち、本計画の「地域力の再生」の達成方法である2本の核を実現するための基盤となるものである。

そうしたことから、本線整備については、可能な限り早く着手し、短期間で整備する必要があると考えている。

市道橋詰見越線の整備

H17～H19の3年間

本線は中心市街地周辺の南北を貫く幹線道路であり、中心市街地への交通アクセスの向上や、円滑な通過交通処理のため重要な道路として主要地方道に位置づけられている。

名古屋津島線と同様、一部区間については用地買収が僅かであるが未完了であり、周辺住民にとっても、また散策する観光客にとっても安全面において懸念要因となっている。

即ち、本計画の「地域力の再生」の達成方法である2本の核を実現するための基盤となるものである。

そうしたことから、残り僅か(4件)となっている用地買収を早急に済ませ、整備を完了する必要があると考えている。

町並み整備

H17～H21の5年間

本市の貴重な古い町並みは、かつての木曾川の支流であった天王川などの自然堤防の上に形成されたもので、伝統的な町家建築が曲がりくねって連続している全国的に見ても非常に珍しいものであるといわれている。

併せて、寺院や茶室も多いことから、その魅力は単に路地に沿った線的なもの留まらず、奥行きのあるゾーニング設定をすることで、町並みの景観に奥行きや陰影を与え、非常に面白い観光資源となるものである。

しかしながら、個々の建物の老朽化や、世代交代による空き家化、建て直しによる連続性の遮断など、古い町並みは危機に瀕している状況である。

そこで、古い町並みを活かしたまちづくりを図っていくためH15年度より計画策定に向けた地域住民とワークショップを行っているところである。計画は本年度中に策定を行い、来年度より整備を実施することとなっている。

なお、この事業についても本計画の「地域力の再生」の達成方法である 2 本の核を実現するための基盤となるものである。

名鉄津島駅及び天王通りのバリアフリー工事（エレベーター設置等）

H17～H20 の 4 年間

中心市街地は、本市が平成 10 年 3 月に策定した「人にやさしい街づくり基本計画」においてバリアフリーを主とした整備計画のモデル地域に指定されており、順次、事業実施を行っているが、津島駅や天王通りのバリアフリー化もその計画に位置づけられている。

具体的な取組措置としては、津島駅構内のエレベーターや車椅子対応トイレブースの設置と天王通りのマウントアップ部のバリアフリー化等である。

中心市街地の特性を踏まえると、本計画の 2 つの核となる目標である「生活基盤の地域コミュニティの創生」と「地域資源を活用した「まち」の魅力度アップ」のいずれにとってもこの整備は不可欠なものであり、早急を実施していく必要があると考えている。

藤棚の再整備

H17 年度のみ 1 年間

平安時代には「藤浪の里」といわれた藤の名所である本市の藤棚は東海地域内でも非常に名高く、藤の開花時に実施される「尾張津島藤まつり」にはその年の天候状態と連休の長さ等に左右されるものの、県内外問わず 20 万～50 万人/年ほどの観光客を誘致できる藤棚は、中心市街地はもとより本市にとって非常に重要な観光資源である。

この藤棚には、藤棚の下に遊歩道やベンチなどを設置し、多くの方に藤の花房や香りを楽しんでもらうような工夫を凝らしている。実際に藤の開花中には多くの方々がそこでくつろぎ、ひととぎの安らぎの時間を楽しみながら、語り、交流をする場となっている。

しかしながら、観光客の増加に伴い藤の樹勢を衰えさせる一因である根を踏まれることが増加し、ここ数年、藤の樹勢の衰えを招いている。

先にも触れたように、藤棚は本市にとって重要な観光資源であり、適

切な整備が不可欠なものであると考えている。

補足事項（注釈等）

1. 中心市街地

本計画上で言う中心市街地は、本市の中心市街地地区から歴史的経緯など「まち」としての性質が異なる駅東地区を除外した地区を指す。

（P36）

2. 地縁コミュニティ

所謂「自治会」「町内会」に相当する旧来から存在する地縁に基づく組織のこと。

3. 地域力

地域の課題を地域が解決する力のこと。

4. 地域コミュニティ

地縁コミュニティに NPO などのアソシエーション型組織とが連携を取り、これらが有する専門的知識を活用することにより、地域による課題解決を可能にするなど地域の自立・自助の基盤となる組織のこと。

5. 地域力のインフレスパイラル

この計画では、地域内外の様々な交流を契機に、地域力の向上 地域の魅力の向上 地域内のつながりの強化・地域内外の交流の増加 地域力の向上... というような「正の連鎖」を描きながら地域が地域力を高めていくことを狙いとしているが、この「正の連鎖」を前出の「地域力のデフレスパイラル」の対義語として用い、表現したもの。

6. 交流型観光

茶の湯の精神である「一期一会」の精神に則り、観光客に「もてなし」の心で接することにより、中心市街地内の歴史的資源の価値に付加価値を加えようというもの。

参考 一期一会

お茶会を催す時の心得の言葉、千利休の弟子山上宗一という茶人の有名な言葉で、お茶をもてなすこの時こそ 一生一度であり、誠心誠意相手方に悔いのない様におもてなしをなさйтеというもの。

要するに、人と人との出会いにおいて誠心誠意のおもてなしをするように常に悔いを残さない様にふるまいなさいという戒めの言葉をお茶席に喩えたものである。